



2411-009
平成30年3月27日
令和3年4月1日改正
令和6年4月1日改正

地域枠・従業員枠の弾力措置について

企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2(1)の④に定める地域枠の50%の上限を超えた受入れ（以下、「弾力措置」という。）に係る留意点を別紙のとおりまとめましたのでご確認ください。

<参考>企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2

(1) 利用定員

①事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。

なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア) 従業員枠

a 自社従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童

具体的には、以下(i)～(v)に掲げる者に雇用されている者の監護する児童をいう。

(i) 設置事業者

(ii) 共同設置事業者

(iii) 設置事業者が事業協同組合等の場合、加盟事業者

(iv) 設置事業者の会社法上の親会社又は子会社

(v) 共同設置事業者の会社法上の親会社又は子会社

b 共同利用枠

事業実施者と連携した企業（4.(2)により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

イ) 地域枠

ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。）

②事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員（事業実施者が複数の一般事業主から構成されている場合にあっては、施設の利用定員の10%以上を当該一般事業主のいずれかに雇用されている者の監護する児童に係る定員。）として設けなければならない。



- ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び1（1）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①ア a 以外の児童を受入れる場合には、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。
- ④ ①及び③の規定にかかわらず、従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の50%を超過して①ア以外の児童を受入れることができるものとする。ただし、事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。
- ア 児童福祉法第24条第3項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れ（保育利用が必要な時期までに、市区町村から入所保留の通知が発行されない事情がある場合には、当該事情が解消されるまでの間に限り、入所保留の通知を受けていない児童の受入れも含む。）であること
 - イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること
 - ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者としめないこと

以上

申請にあたって不明な点、分からない点がある場合、事前に児童育成協会へご相談ください。

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 企画部

電話 0570-550-819

（年末年始を除く平日9：15～17：15）

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>



(別紙) 弾力措置に係る留意点

問 1) 弾力措置により受入れた児童であるということは、どのように証明すればいいのか。

答 1) 弾力措置により地域枠の 50%を超えて受入れる場合には、**公金管理システム (ピムス) の利用児童マスタの「枠」の欄に「地域枠 (弾力措置)」の児童であることを入力 (プルダウン) し、「保育所入所保留通知書」を添付資料としてアップロードしてください。また、「入所保留通知書適用日」及び「入所保留通知書終了日」をカレンダーより選択してください。**

なお、保護者から「保育所入所保留通知書」の写しの提供を受けるにあたっては、地域枠での弾力措置での利用に必要な書類であることを説明して理解を求めようにしてください。「保育所入所保留通知書」については保育認定の場合と同様に有効期限内のものである必要があります。

【利用児童マスタの入力】

枠 (自社・共同利用など) 追加					入所保留通知書 適用日 必須	入所保留通知書 終了日 必須	添付ファイル (入所保留通知書) 必須
No	いつから 必須	枠 必須	共同利用企業名				
1	2024/04/01	地域枠 (弾力措置) ▼			2024/04/01 	2025/03/31 	入所保留通知.docx クリア

*利用児童マスタの入力方法につきましては、公金管理システム (ピムス) 利用マニュアル「はじめに～マスタ登録」をご確認ください。

問 2) 弾力措置により受入れた児童が、その後に保育所等の入所決定を受けた場合には、弾力措置による受入れは終了するのか。

答 2) 弾力措置により受入れた児童が、保育所等の入所決定を受けた後も継続して企業主導型保育施設の利用を希望した場合には、入所している年度の年度末まではそのまま弾力措置による受入れを可能とします。

同様に、企業主導型保育施設利用後に保護者が保育所等の利用の申し込みを取り下げた場合も、就労等の事由により保育が必要なことに変わりがなければ入所している年度の年度末まではそのまま弾力措置による受入れを可能とします。



問3) 弾力措置により受入れた児童は、年度末(3月)には一度退所しなければいけないのか。新年度(4月)にも保育所入所保留となった場合はどうするのか。

答3) 弾力措置は、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであることから、年度末(3月)までの利用契約とする必要があります。利用契約にあたっては保護者に対して十分に説明を行うようにしてください。なお、新年度(4月)においては以下の点に留意してください。

- ① 新年度(4月)において、他の地域枠の児童が退所したことに伴い弾力措置で利用した児童を含めて地域枠が50%以内に収まった場合には、当該児童は従前の地域枠での利用となります。
- ② 弾力措置により受入れた児童について、新年度(4月)時点で次の全てを満たす場合には弾力措置による継続受入れを可能とします。
 - ア 当該児童が新年度(4月)において保育所等が入所保留となっている。
 - イ 地域枠が埋まっているが、従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がない。
- ③ 通常地域枠で利用している児童についても、新年度(4月)時点で次の全てを満たす場合には新規の弾力措置による受入れを可能とします。
 - ア 当該児童が新年度(4月)において保育所等が入所保留となっている。
 - イ 地域枠が埋まっているが、従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がない。
- ④ 新年度(4月)時点の新規の利用の場合について、新年度(4月)時点で次の全てを満たす場合には新規の弾力措置による受入れを可能とします。
 - ア 当該児童が新年度(4月)において保育所等が入所保留となっている。
 - イ 地域枠が埋まっているが、従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がない。

【新年度(4月)における整理表】

	原則	新年度(4月)において地域枠が50%以内に収まった場合	新年度(4月)において地域枠(50%)が埋まっているが従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がない場合
継続利用児童 (弾力措置児童)	退所	通常地域枠で利用	当該児童が新年度(4月)において保育所等が入所保留となっている場合には地域枠の弾力措置で利用可能
継続利用児童 (通常地域枠児童)	地域枠の弾力措置の適用なし	通常地域枠で利用	当該児童が新年度(4月)において保育所等が入所保留となっている場合には地域枠の弾力措置で利用可能
新規利用児童	地域枠の弾力措置の適用なし	通常地域枠で利用	地域枠の弾力措置での利用可能



問 4) 地域枠を利用している児童を年度途中から弾力措置の対象児童として位置付けることはできるか。

答 4) 地域枠を利用している児童を年度途中から弾力措置の対象児童として位置付けることはできません。

一方、弾力措置で受入れた児童について、その後に従前の地域枠の別の児童が退所したことにより、一旦、地域枠 50%の範囲内に収まったとしても、当該年度末までは弾力措置で受入れた児童として位置づけることは可能です。

問 5) 保護者が保育利用を必要とする日までに入所保留通知が発行されない場合は受入れができないのか。

答 5) 基本的には、契約の際に「保育所入所保留通知書」を確認していただく必要があります。しかし、保護者が保育利用を必要とする時期までに、下記①から③に該当する市区町村から入所保留の通知が発行されない事情がある場合には、当該事情が解消されるまでの間に限り、暫定的に弾力措置にて受入れが可能です。なお暫定的な受入れの場合は、入所保留通知が発行されない理由等を記載した「理由書」を、利用児童マスタに添付していただく必要があります。

- ① 市区町村において入所申込みを受け付けていない時期がある場合
- ② 認可保育所等の入所可能な月齢を満たせず、入所申込みができない場合
- ③ 市区町村により、入所保留通知が発行されるまでに時間がかかる場合

*上記以外の理由で受入れた場合や、保育所入所保留通知書が発行予定日を超えても提出されない場合は、地域枠での受入れとなることもありますので契約の際には十分にご確認ください。

また、認可保育所等の入所の可否が確定するまでの暫定的な取り扱いであるため、上記で受入れを行った児童に対し「入所決定」が出た場合、当該措置として受入れ可能な期間は、認可保育所等へ入所する前日までとなります。そのため、保護者には入所前に丁寧に説明を行っていただくと共に、契約期間については、「保育所入所保留通知書が発行されるまでの間」とするなど、利用実態に即して定めていただく必要があります。

*受入れ期間内に入所保留通知が出た場合は、当該年度末まで弾力措置を継続することが可能です。

(問 2 参照)



問 6) 問 5 の暫定的な受入れをした児童は、どのように申請すればいいのか。

答 6) 公金管理システム（ピムス）の利用児童マスタは以下のとおり作成してください。

- ① 枠：「地域枠（弾力措置）」（プルダウンで選択）
 - ② 入所保留通知書適用日：契約書上の利用開始日をカレンダーより選択
 - ③ 入所保留通知書終了日：保育所入所保留通知書の発行予定日の前日をカレンダーより選択
 - ④ 添付ファイル（入所保留通知書）：保育所入所保留通知書の代わりに「理由書」を添付
- ※入力イメージについては問 1【利用児童マスタの入力】を参照ください。

（例）理由書

公益財団法人児童育成協会 宛	令和〇年〇月〇日
	株式会社●● ▲▲保育園 代表取締役■
理 由 書	
入所保留通知書が発行されない理由につきまして、下記のとおりご報告いたします。	
記	
1. 対象児童	児童 花子
2. 市区町村	東京都荒川区
3. 理由	荒川区は 2 月、3 月の入園を受け付けていないため
4. 入所保留通知書の発行予定日	
5. 自治体の問い合わせ先	〇〇部△△課 (03-****-****)
以上	

1. 児童名
2. 市区町村名
(対象者の居住地)
3. 保育所入所保留通知書が発行されない理由
4. 発行予定日
*保護者が自治体に確認した日付を記載してください（今年度発行されない場合は空欄）。
5. 保護者が確認した自治体の連絡先

* 「理由書」の有効期限は当該年度内となります。

なお、「理由書」を以て地域枠（弾力措置）として受入れられるのは、入所保留通知書が発行されるまでの期間です。保育所入所保留通知書が発行されたら、速やかに利用児童マスタへ添付してください。



問7) 問5の暫定的な受入れをした児童について、保育所入所保留通知書が発行された場合はどのように申請すればいいのか。

答7) 公金管理システム（ピムス）の「利用児童マスタ」の「枠」の欄で「追加」ボタンを押下し行を追加します。追加された欄に「入所保留通知書適用日」「入所保留通知書終了日」を入力（カレンダーより選択）し、保育所入所保留通知書を添付してください。

【利用児童マスタの入力】

①入力する行を追加

No	いつから <small>必須</small>	枠 <small>必須</small>	共同利用企業名	入所保留通知書適用日 <small>必須</small>	入所保留通知書終了日 <small>必須</small>	添付ファイル（入所保留通知書） <small>必須</small>
1	2024/09/01	地域枠（弾力措置）		2024/09/01	2024/09/30	理由書.docx クリア
2	2024/10/01	地域枠（弾力措置）		2024/10/01	2025/03/31	入所保留通知書.docx クリア

②追加した行で
「いつから」「枠」を選択

③入所保留通知書の
適用日と終了日を選択

④保育所入所保留通知書
を添付